

【市民説明資料】

中心市街地津波復興拠点整備事業について

# 目 次

I	津波復興拠点整備事業の目的	1
II	津波復興拠点整備事業の進め方	2
(1)	都市計画決定	2
(2)	用地の取得	2
III	津波復興拠点整備事業における現状と課題	3
(1)	防災・災害対策機能の現状と課題	3
(2)	市庁舎の耐震性等の現状と課題	3
(3)	新たな市民サービスの現状と課題	4
IV	津波復興拠点整備事業における施設整備の考え方	5
(1)	市民を守るための防災・災害対策体制の整備【防災拠点施設】	5
(2)	市民サービス機能の回復と改善【行政機能集約・効率化、被災公共施設機能回復】	5
(3)	新たな市民サービス機能の創出と親しまれる施設の整備【地域活力創出拠点施設】	6
V	津波復興拠点整備事業のスケジュール	6

## I 津波復興拠点整備事業の目的

中心市街地は、宮古駅を中心に末広町商店街、中央通商店街を核とした商業機能、市役所、岩手県宮古地区合同庁舎をはじめとする行政機能等が集積しています。

また、東西の交通軸である国道 106 号と南北の軸である国道 45 号、JR 山田線と三陸鉄道北リアス線が結節する交通の要衝であり、鉄道やバス等の公共交通を利用する際にも利便性が高い地区です。

東日本大震災の際は、河川堤防を越流した津波が市街地を襲い、広い範囲で被害を受け、浸水面積は 48.4ha にわたり、浸水区域内の建物 1, 270 棟の約 14%が流失または撤去となる甚大な被害を受けました。(数値は平成 23 年国土交通省直轄調査による)

市役所、保健センターなどの公共施設も大きな被害を受け、また、電気、水道、道路、通信等のライフラインが寸断され、冠水により災害対策本部(市役所庁舎)が外部と遮断・孤立したことから災害対策の初動に遅れが生まれました。

被災した地域では、住宅や業務施設のみならず、学校・医療施設・官公庁施設といった公益的施設も甚大な被害を受けており、被災地域全体の復興の拠点として、これらの機能を一体的に有する市街地を整備し、その機能を確保することが緊急の課題となっています。

津波復興拠点整備事業は、東日本大震災の津波により被災した地域における復興の拠点となる市街地を緊急に整備するための支援制度で、復興交付金事業として行われます。

宮古市では、この事業を導入し、中心市街地において、被災した公益的施設及び災害時等を考慮し必要な役割を果たす施設を、津波からの防災性を高める拠点として一体的に整備しようとするものですが、これにより、市民の心の拠り所でもある中心市街地の復興と、地域コミュニティの維持、発展及び利便性や効率性の高い街なか居住に向けた拠点的な役割も担うものとしします。

今回の震災を教訓に、市の防災や災害対応の拠点を見直すこと、人口減少社会の進行のなかで将来的な行政コストを見据えた適切な行政機能(庁舎機能など)と規模を検討することさらに、復興後のまちづくりにおける新たな市民サービスに対応していくことが必要になっています。

## II 津波復興拠点整備事業の進め方

この事業では、都市計画法に基づく都市計画決定と、復興交付金の申請に向けた用地の取得交渉を先行して進めています。用地、施設、都市計画などの様々な要素が絡み合い、複雑な手続きが必要になっています。

このため、「①都市計画決定」に向けた手続きを進めながら、並行して「②用地の取得」に向けた交渉を行い、「③施設の整備」を検討していく手順を進めたいと考えます。

### (1) 都市計画決定

津波復興拠点整備事業は、都市計画法第11条第1項第11号に定める都市施設「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」であり、同条第2項の規定により「施設の種類、名称、位置及び区域、政令で定める面積その他の事項」を都市計画に定める必要があります。

#### ■手続きの流れ

- ①関係機関協議（JR、三鉄、道路管理者、供給処理施設管理者）、②県との事前協議（容積率、建ぺい率、配置施設の確定）、③素案閲覧、④公聴会等開催、⑤縦覧・意見書対応、⑥市都市計画審議会、⑦県知事協議 → 都市計画決定、⑧都市計画事業認可申請

#### ■進捗状況

区域は、別図の約1.64haで検討しています。

なお、当該エリアの用途は準工業地域で容積率200%、建ぺい率60%です。

### (2) 用地の取得

用地の取得に向けた進捗状況は次のようになっています。

#### ■進捗状況

用地は約1.64haを想定し、交渉中の相手方は、JRのほかパチンコ店、個人となっています。用地取得費、移転補償費等の予算化が必要であり、復興交付金の申請を予定しています。

### Ⅲ 津波復興拠点整備事業における現状と課題

#### (1) 防災・災害対策機能の現状と課題

震災では、冠水により災害対策本部（市庁舎）が外部と遮断・孤立し災害対策の初動に遅れが生じたことから、防災や災害対応の拠点を見直す必要があります。

中心市街地においては、避難できる高台（避難場所）までの時間がかかり、迅速な避難行動が困難なことから、一時的な避難場所を整備する必要があります。

震災時には、物資集配の中継拠点を、当初、被災地に近い上下水道庁舎としましたが、手狭だったことから、被災地から遠い新里トレーニングセンターに変更せざるを得ませんでした。

また、道路が寸断されたため、食料や飲料水の確保、負傷者の搬送が困難を極めました。

このため、効率的な集配など、アクセスしやすい市街地中心部に被災者を支援する拠点を整備する必要があります。

さらに、震災記憶の風化が少しずつ始まっているなかで、市民の防災意識の向上のために、防災を学習する場、防災の実技を体験する場などが必要になっています。

#### (2) 市庁舎の耐震性等の現状と課題

##### 【耐震性等】

平成20年度に実施した、本庁舎本館と別館（昭和47年建築）の耐震診断では、本館全階と別館1階が耐震性能基準を満たしていないと判定されています。

そのため、地震の規模によっては倒壊または崩壊の危険性が高く、来庁者の安全確保はもとより、防災・災害復興拠点としての機能を果たすことが出来ない状況となっています。

昭和54年に県から取得した分庁舎（昭和37年建築）は、建設から50年以上経過し、空調設備、電気設備、給排水衛生設備などの老朽化が進んでいます。

両施設ともに補修や機器更新により対応していますが、修繕費の増加やエネルギー効率が低いなど、維持管理費の面でも非効率になっています。

なお、本庁舎は、耐震改修基本設計において補強工事として約14億円に上る費用が必要とされています。

##### 【バリアフリー】

市役所は不特定多数の人が訪れる施設であり、平成元年以降、部分的な対応を行っているものの、抜本的なバリアフリー化は困難な状態です。

震災後の復旧により、本館1階は一部バリアフリー化されましたが、本館2階以上と別館は、ほぼバリアフリー化が図られていないために、高齢者や障がい者が安心して利用しにくい状況にあります。

### 【庁舎の分散化】

行政需要の増加や、パソコンなどOA機器の導入に伴い、執務スペースに不足が生じてきたため、各地区の旧庁舎の利用や仮設事務所を設置することによりスペースを確保してきましたが、窓口業務の分散化が進行し、市民の利便性が大きく損なわれています。

建物の狭あい化は、組織の新設・統廃合などへの柔軟な対応が困難であると同時に、会議室の確保にも苦慮している状況にあります。

### (3) 新たな市民サービスの現状と課題

被災により転居や移転を余儀なくされた市民や事業者も多く、コミュニティの創出が課題となっています。

また、子ども、子育て世代、高齢者などの相互交流、生活相談等を行う施設が不足しています。

市の中心部にある公共施設は分散しており、アクセス等の利便性が低く、施設規模も小さいことから、中心市街地の活力を生む交流拠点とはなっていません。

このことから、市民が随時利用でき、市民相互の交流の場となる機能やスペースを配置し地域活力を創出することや、コミュニティ機能を付加・充実させた文化活動や研修などを行う拠点施設を整備することにより、中心市街地の活性化を図ることが求められています。

子ども、子育て世代、高齢者などが自由に集い、交流のできる拠点を設けることでお互いを理解し合うことや、各種イベントを行うことにより、健康・子育てなどの情報を広く発信することが期待されます。

#### IV 津波復興拠点整備事業における施設整備の考え方

##### (1) 市民を守るための防災・災害対策体制の整備【防災拠点施設】

今回の災害の経験を踏まえ、防災機能の充実・強化を図り、発災時の迅速かつ的確な対応を可能にする防災拠点施設を整備し防災体制の再構築を進めます。

防災機能強化のため、より安全な場所に防災施設を整備します。

災害対策の中核である行政機能（市庁舎）を移転・集約し、万全な対災害体制を整備します。

##### 【防災拠点施設】のコンセプト

□防災拠点施設を整備します。

平常時は、津波等の災害に対する適切な準備を進める機能を有する施設とします。

災害時は、災害対策本部・管理機能、物資保管機能、自家発電機能を有する施設とします。

□防災拠点施設には、防災学習機能を付加します。

平常時は、津波等の災害に対する防災知識の周知・普及を進める機能を有する施設とします。

災害時は、一時避難・被災者支援機能、物資保管機能を有する施設とします。

##### (2) 市民サービス機能の回復と改善【行政機能集約・効率化、被災公共施設機能回復】

被災した公共施設の機能を回復するとともに、公共施設（行政機能）を集約し、さらなる利便性の向上と効率的な行政運営体制の構築を図ります。

本庁舎を拠点整備事業の区域に再配置し、分庁舎を本庁舎に統合します。

この整備の協議と並行して、市役所本庁舎等の跡地利用についても検討を進めます。

保健センターは、現在、市民総合体育館敷地内の仮設事務所で業務を再開していますが、本復旧では拠点整備事業の区域に再配置します。

本庁舎・分庁舎等の行政機能を集約する際には、市民サービスと利便性が向上し効率的な運用が図られるように検討します。

##### 【行政機能集約・効率化】のコンセプト

□市庁舎（本庁舎・分庁舎）の行政機能を集約して整備します。

平常時は、行政業務の機能を有する施設とします。

災害時は、市民への災害対応機能などを有する施設とします。

環境配慮型、ユニバーサルデザイン導入型、ICT化対応型の庁舎とします。

【被災公共施設機能回復】のコンセプト

□宮古保健センターの機能を復旧します。

平常時は、保健センター機能を有する施設とします。

災害時は、要支援者を中心とした被災者支援機能等を有する施設とします。

(3) 新たな市民サービス機能の創出と親しまれる施設の整備【地域活力創出拠点施設】

市民の交流により地域活力を創出する拠点施設を整備し、コミュニティ機能を付加・充実させること、市民ニーズに対応していなかった機能を創出することにより、中心市街地の活性化を図り市の復興を先導します。

また、拠点施設と公共交通ネットワークの起点である宮古駅を連結し、宮古駅北側市街地と一体となった中心市街地の形成を図ります。

さらに、この協議と並行して、市の中心部にある既存の公共施設の有効利用等についても検討を進めます。

【地域活力創出拠点施設】のコンセプト

□地域活力創出拠点施設を整備します。

平常時は、各種イベントの開催、展示、余暇活動などの地域交流、子育て支援、高齢者生活相談、地域活力の復興のための活動、情報発信、研修などを行える機能を有し、市民がいつでも誰でも利用しやすい施設とします。

災害時は、一時避難場所になるとともに、被災者支援機能を有する施設とします。

要支援者の利用を考慮し、通常利用の利便性と、非常時における避難動線などに配慮した配置を行います。

## V 津波復興拠点整備事業のスケジュール

拠点施設の整備に係る平成26年度以降の事業スケジュールを、次のとおり設定します。

なお、施設整備計画の詳細については、基本計画などの中で検討することとなるため、建物の配置パターン等によっては事業スケジュールを変更することもあります。

平成26年度 基本計画などの策定、基本設計、住民説明など

27年度 実施設計、住民説明など

28・29年度 建設工事